

第 号

立入調査員証

所 属	橋本市	部	課
職 氏 名			
生年月日	年	月	日



上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 2 項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。

年 月 日発行 (年 月 日まで有効)

橋本市長



(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）（抜粋）

第 9 条 （略）

- 市町村長は、第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 第 2 項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 第 2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意

本立入調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。